

# 過疎地域における貨客混載を可能にすることにより、地域住民の利便性が向上

～過疎地域においてタクシー車両を用いた貨物運送が可能に～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「94」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

過疎地域<sup>(\*)</sup>において貨客混載を可能とすることにより、自動車運送事業者の生産性向上による人流・物流の持続可能性を確保することになり、地域住民の利便性が向上

(通知) 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号)

※発地又は着地が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域又は同法第33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものが対象(令和2年1月現在)



## 過疎地域において、タクシー車両により、一定の条件のもとで事業の「かけもち」を実現



### 取組の概要

●中山間地においては、自らが店舗に行くことが難しい高齢者等が多いことや、注文しても配達手段がないため必要な時に必要なものがすぐに手に入らない状況であるなど、日常生活に支障をきたす事例がみられていた。



中山間地(イメージ)

●そのような課題を抱える地方公共団体より、過疎地域等において、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと地域公共交通会議<sup>(\*)</sup>で認められ、協議が整った場合には、乗用タクシーにおいても少量貨物の有償運送を可能とする提案を行った。その結果、平成29年8月7日に国土交通省より許可の取扱い等に関する通知が発出された。

※地方公共団体をはじめとする関係者が地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保等について協議する会議。

### 取組の成果

●旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の許可をそれぞれ取得した場合には、届出をしたタクシー車両を使用し、一定の重量以内の貨物を運送する等の条件のもとで、過疎地域におけるタクシー車両を用いた貨物運送を行うことが可能とされ、平成29年9月から許可の申請受付が開始された。

●これにより、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域において、地域内の住民生活に資する貨物輸送サービスを維持・確保する新たな方法が創設されることになった。



### 多くの県内市町村にとっての課題でした



鳥取県の特に中山間地では人口減少やドライバー不足によりバス路線の縮小・廃止が進んでおり、高齢者等の移動困難者にあってはドアツードアの乗用タクシーの存在が大きく、県内市町村の多くが移動困難者向けのタクシー利用助成制度を設けている実態があつたことから、その持続可能性向上を図るとともに、貨物運送業においてもドライバーが不足している状況があつたため、貨物運送サービスの維持・確保を目的として乗用タクシーの貨客混載を可能とする提案を行いました。

現在、県内において乗合タクシー等を活用した貨客混載の実証実験を検討しており、鳥取県が日本財団、県ハイヤータクシー協会との共同プロジェクトで導入した荷室の広いUD(ユニバーサルデザイン)タクシー200台(県内小型タクシーの約半数)も活用するなど利用の幅を広げていきたいと考えています。